

制作

中島行政書士事務所

代表：中島 北斗

具体的な内容は弊所HP「ドローン許可申請専門サイト」に記載があります。最新のチャートも以下URLからダウンロードできます。追加して欲しいこと等があれば、ぜひお申し付けください。



なお本チャートは製作者クレジット(この部分)を残していただければ、自由に配布していただいて構いません。連絡も必要ありません。

航空法(国交省)

絶対順守

 機体登録	 アルコール×	 飛行前確認	 衝突予防	 迷惑飛行×
----------	------------	-----------	----------	-----------

国交省の許可承認が必要

 DID	 空港周辺	 高度 150m	 緊急用務空域		
 夜間	 目視外飛行	 30 接近飛行	 イベント	 危険物輸送	 物件投下

許可承認を取得しても「飛行ができない場所」や組み合わせ禁止されている許可があるので注意！！

小型無人機等飛行禁止法(警察庁)

公安委員会の手続き必要

 国重要施設	 外国公館 <small>現時点対象施設なし</small>	 防衛施設	 空港 <small>航空法と範囲に違いあり</small>	 原子力
-----------	--------------------------------------	----------	--------------------------------------	---------

FISS に反映されていない場所もあるので注意！！

管理者承諾(その際に関連法令確認)

口頭確認で済む場合も、書面手続きが必要な場合もあり

河川事務 土木事務 川	海上保安 海	地方公共 海上保安 沿岸	港湾管理 海上保安 港	森林管理 地方公共 山	公園管理 国立公園
地方公共 一般公園	警察 道路	所有者 宅地	飛行マニュアルにより制限あり 学校・病院・鉄道・高圧線…		

場所と管理者は一例です。ネットで「場所 管理者」「場所 ドローン」で調べると管理者を調べることができます。

最終的な飛行の可否判断は自己責任でお願いします。

FISS



緊急用務



小型無人



国立天文台



条例



無線関係



プライバシー



飛行マニュアル

